

令和7年



芦野駐在所だより

《編集・発行》

那須塩原警察署

電話67-0110

芦野警察官駐在所

電話74-0022

～自転車の安全で適正な利用の促進について～

栃木県内では、自転車が関係する事故が人身事故の約4分の1を占め、自転車側の7割強に何らかの法令違反があることから、自転車対策が課題となっています。

自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を守り、安全に利用しましょう。

～自転車運転者講習について～             

自転車運転中に危険行為を繰り返す（3年のうちに2回）と、自転車運転者講習の対象となります。

対象となり受講命令に従わないと、5万円以下の罰金となります。

自転車を運転する際のルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。

自転車の安全で
適正な利用を
お願いします！



自転車運転者講習の対象となる危険行為

1 信号無視



2 通行禁止違反



3 歩行者用道路
徐行違反



4 通行区分違反



5 路側帯進行
方法違反



6 遮断踏切立入り



7 優先道路通行車
妨害等



8 交差点優先車妨害



9 環状交差点
通行車妨害等



10 指定場所一時
不停止等



11 歩道通行時の
通行方法違反



12 制動装置（ブレーキ）
不良自転車運転



13 酒気帯び運転等



14 安全運転義務違反



15 携帯電話使用等



16 妨害運転



自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



② 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認



③ 夜間はライトを点灯



④ 飲酒運転は禁止



⑤ ヘルメットを着用



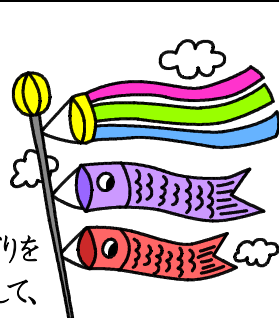
～今月の一句～

こいのぼり

見て願う皆

安全を

芦野駐在所 かたやま



～芦野駐在所管内ではたくさんの鯉のぼりが飾られています。その鯉のぼりを見て、かわいいお孫さん等を思い出し、連絡して話しておいて下さい。家族と連絡を密にして、交通安全や詐欺被害防止等の話をいただき安全に過ごせるようにして下さい。～